



# 浜家連 ニュース3月号

第259号

2022年3月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会  
事務局 〒222-0035 横浜市港北区烏山町 1752 番地  
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階  
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836  
URL <http://hamakaren.jp/>

「精神科医療と権利擁護」について学びました。

倉澤 政江

日本は世界に比べて精神科への入院率が高く入院期間も長いこと、中でも医療保護入院と措置入院という強制入院の多さが問題とされています。今回、権利擁護の観点から精神科医療の学びを深めようと、1月の常任理事会で神奈川精神医療人権センター(KP)の浜田さんと広瀬さんをお招きして学習会を行いました。以下は研修会で配布された資料、お話をもとに学習会内容をまとめたものです。

## —入院形態について—

- 任意入院
  - ・ 本人の意志での入院。入院中は開放的処遇が原則。
  - ・ 本人が希望すれば退院も可能、ただし「病状によって」は72時間に限り制限される場合もある。
- 医療保護入院
  - ・ 本人の同意がなくても精神保健指定医が入院の必要性を認め、三親等以内の親族が入院に同意したとき。  
☆この場合でも「それなら自分の意思で入院する」と主張すれば、任意入院になる
- 措置入院
  - ・ 自傷他害の恐れがあると判断された時の入院方法。
  - ・ 指定医2名以上の診察が一致して必要と認められたときに知事の権限を使った入院となる。
- 応急入院と仮入院
  - ・ 指定医が診察して緊急に入院する必要がある判断した時は親族の同意がなくても72時間を限度として本人の意思に反して行われる入院。(応急入院)
  - ・ 指定医がすぐに診断できない時、患者の家族1名の同意があれば1週間に限り本人の意思に反して入院となる場合がある。(仮入院)



入院形態の説明の後には「医療保護入院とそれに代わるもの」をテーマに意見交換する時を持ちました。

KPの広瀬さんは、「生まれてから今まで殆どの場合、家族が責任を担ってきた。病院の前段階には私宅監置という時代があった。公共の助けがない国では、狭い家族という範囲の中で何とかするしかなかった。そこに問題がある」と話された。

意見交換は、皆さんの体験を交えながらの話し合いとなりました。

- ・ 現時点では頼るものは医療しかない
- ・ 入院を渋る本人を説得してくれる誰かがほしい、親だけの対応では無理がある。
- ・ むりやり入院する前の段階で是非相談してほしい(KP 浜田)

- 警察(生活安全課)も精神保健について学んでいるとのことで、SOSを出した時、丁寧に対応してくれた。
- 病院ではない別の静かにすごせる所があるとよい
- 医者に必要な力は交渉力(本人といかに対話できるか)である。フィンランドの子育てシステム「ネウボラ」にみられる様な切れ目ない支援が必要(KP・広瀬)

### —入院中の権利について—

1. 病院は患者の個人としての尊厳を尊重し、人権に配慮した適切な医療を行い、社会復帰に向けた協力、援助をしなければならない
2. 病院は患者の行動を制限する場合は、その理由を本人に説明し病状に応じて最も制限の少ない方法にしなければならない。
  - 手紙
    - 手紙のやりとりはどんな場合も制限されない
    - 手紙を渡さなかったり、出そうとする手紙を「見せて」と命じることはできない
  - 電話
    - 原則的に自由。治療の妨げになる場合は制限あり。
    - 閉鎖病棟に自由に利用できる公衆電話を設置することになっている。
    - 小銭やテレホンカードを持っている権利がある。
    - ☆駄目といわれたら交渉すること。
  - 面会
    - 原則的に自由。治療の妨げという理由で制限される場合は本人に対し説明する義務がある。「病院の決まりで入院後一定期間面会禁止」という病院があるが、その様な理由で制限はできない。
    - 家族だけでなく、誰とでも面会できる。
    - ☆行政機関の職員や弁護士との面会はいかなる理由があっても制限されない。

### —不服申し立てについて—

- 本人又は家族は病院に待遇改善や退院を求めることができる。
- 病院が応じない時には病院所在地の知事に請求し、精神医療審査会の審査を受けられる。
- 請求は弁護士を代理人として行うこともできる。
- 処遇改善請求
  - 入院生活で困っていることについて病院に要求することができる。
  - 不服申立ては本人、同意家族、後見人、弁護士から直接できる。
  - 転院についても請求できる。退院後の生活まで考えてくれる病院へ転院するために利用も可能。
- 退院請求
 

「入院そのものが不服。病状が落ち着いたので入院の必要がない。通院で治療したい。」

この様な場合も退院請求できる。請求は何度でも提出できる。
- 請求方法
  1. 「退院または処遇の改善請求書—神奈川県」で検索
  2. 用紙をダウンロードして記入。知事宛で郵送する  
郵送先：神奈川県精神保健福祉センター  
〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2
  3. 知事から精神医療審査会に審査を請求



◦ 弁護士へ依頼する場合

KP から「精神保健当番弁護士制度」を紹介してくれる。

1. 当番弁護士に連絡(KP からつなぐことも可能)
2. 電話にて弁護士に状況相談(無料)
3. 弁護士が病院を訪ね、直接相談を聞く(有料・2万円程度)
4. 正式依頼すると弁護士が代理人として病院側とやりとりする(有料、10万円程度)

日本には患者の側に立った権利擁護の制度がありません。各自治体にある精神医療審査会は書類審査が大部分であると KP の広瀬さんも言っています。欧米では病院・家族会・行政からも独立した第三者機関によるアドボケイト(代弁者)の制度があり、本人の意志決定や表明を支援しているとのこと。神奈川精神医療人権センター(KP)は電話やメール、病院訪問等で「入院患者の声」を聞いています。その声を整理し、どの様な「権利」が現在でも擁護されていないのかを明らかにしてほしいと思います。

1時間半という短い時間の学びでしたが、精神医療の現状をあらためて意識する時間でした。

### 負けてたまるか！の発足

旭区の和田公一さん、千珠子さんご夫妻が2021年2月に「精神障害者当事者夫婦の会 “負けてたまるか”」を立ち上げました。

和田さん夫妻は「『精神障害者なのに結婚なんて』という偏見は根強い。でも、暮らしながら折り合いをつけているというのが私たちの実感で、結婚して幸せです。精神障害のある人が望めば当たり前で結婚し子育てできる社会が私達の願いです」と明るく話します。(もみじ会 倉澤)

### 自助グループ 精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか！ 発起人 和田 公一

私は精神障害者(統合失調症)です。妻も精神障害者(統合失調症)です。私達は15年前「精神障害者の自立と支援」というタイトルのフォーラムで出会い、交際をはじめました。

ある日妻は当時の主治医から「何、同病の男性と付き合っている！薬増やしましょう！」と言われ、怖くなって、当時一人暮らしだった私の家に家出をしてきました。

その後、妻は程なく懐妊し、精神科も産婦人科もある某大学病院に転院しました。そして新しい主治医から「子供を堕ろすか？乳児院に入れるか？どちらかを選びなさい」の2択しか与えられませんでした。それを聞いた妻は子供を守る獅子の様に怒り、興奮しているということで強制入院になりました。しかも閉鎖病棟の隔離室です。妻の家族は「堕ろせ」「堕ろせ」の大合唱、私の家族は当時私と絶縁状態だったので「我関せず」でした。

当時私はデイケアに通っていて、そこのスタッフさんに相談したところ「和田さん、現実的な選択をして下さい(つまり堕ろせということ)」と言われたり、他の若いスタッフさんからは「まだ堕ろしていないんだ」と言われました。周りを見渡しても私達と同じ境遇の当事者はなく、それどころか結婚している当事者もなく、私達に味方をしてくれる相談者もいなくて、私達は孤立していました。

医師も交えて妻の家族とカンファレンスが何度か行なわれ、その度に「堕ろせ」として言われ、私たちは一貫して「堕ろさない」の平行線。そのままもう堕ろせない妊娠22週を超えて。結局妻が親族と絶縁する事で産む事になりました。精神科の看護師さんに「あなたは子供の幸せを考えないのか」と言われましたが、子供の幸せを決めるのは私達ではなく、子供自身であると考えました。そして無事に妻は娘を出産して、私はその産声を聞き幸せを感じました。乳児院には最短と言われていた2歳

3ヶ月までお世話になり、娘は今や中学3年生、乳児院での記憶は全くないそうです。天真爛漫な可愛い子に育ちました。

最近私と話がしたいと、息子さんを生んだ精神障害のお母さんからご相談をいただきました。お話によると、子供を産んだ直後、そのお母さんには何も告げられず、赤ちゃんを児童相談所に連れて行かれたとのことでした。それを聞いて私は「ああ15年たっても変わっていないんだな」と思いました。

前々から妻と考えていましたが、当事者のカップル、夫婦、子育てなどの当事者の相談相手がいまだに少なく、ならば私達が相談相手としての旗を上げようと、2021年2月からこの会を発起した次第です。

### 負けてたまるか！

発起人 和田 千珠子

2021年2月11日(木)、主人とベランダで語り合っていた時「生きている間に夫婦の会って出来るかな？」と私が呟くと「今やろう！すぐやろう！」と電話をかけまくり結成。

会の名前が「精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか！」15年前、長兄が主人に「千珠子は入院させた、ザマアミロ！」と電話をかけて、主人が「ちずちゃん、強制入院！負けてたまるか！」と紙に書き、それを写真に撮った。「ああ、あの時の・・・」と思った。

★精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか！の連絡先★

和田 公一 携帯 080-3420-3331

メール [djpbh731@ybb.ne.jp](mailto:djpbh731@ybb.ne.jp)



### 栄区の障害者週間キャンペーンのポスターに採用されました さかえ会 井汲悦子

2021年12月3日から9日までの障害者週間キャンペーンの取り組みに、栄区では区内の小学校、中学校、高等学校へ社協の当事者団体のメンバーがポスターを持参して訪問し、啓発活動を行いました。また、本郷台の駅前でキャンペーンのチラシとティッシュペーパーを配布しました。そのポスターとチラシの絵に、今年度は、田所誠美さんの作品が採用されました。優しく透明感のある色づかい、心温まるイラストと言葉で見る人の心をほっこり包んでくれます。このポスターが大変好評で、2022年度の栄区社協だよりの年間挿絵を依頼され、ご本人も引き受けられました。今後の作品が楽しみです。

田所誠美さんは地域活動支援センターegao でアート制作や販売をされています。さかえ会会員の息子さんでもあります。去年は、イラスト集を発行したり、絵やポストカードの個展を開いたりしました。最近は、絵本「とりの出会い」も出版しました。物静かな方ですが、作品を通して確かな想いが伝わってきます。



【編集後記】2月中旬頃には下火になると予想していたコロナの感染はしぶとくて、この頃なってもその猛威が衰えることはありませんでした。そのため、第5回市民メンタルヘルズ講座は「来年度へ延期」との苦渋の決断をしました。この講座を楽しみにされていた方々にはお詫びいたします。この講座は来年度さらにパワーアップして開催しますので、お楽しみにお待ちください。(事務局 中居)